



貞  
雜  
記

一  
上

73
6592
1





此書其後そのかゝる千賀を去株の  
跡よりつゞく得くおもひを  
らゝし清業其後遂に之を携  
来て持り元在同志は持り  
ては之をわらひておの  
みんていふ事あるが如くあ  
つたよき契持てて之の同  
志から至るあはれに就て  
おもしろく出松後寺にて持  
行成ゆゑに名をす

天保十四年六月音 伊勢守大郎貞友撰

源 春城謹書

貞丈雜記序

抑々の安齋先生武家故實の存藏あり  
 一々のあまねく世人の知るべき所あり  
 未とや〜〜い布致くは河の舟著述  
 ありれ〜その百をこ〜の舟子  
 い書ら先まね年一軍有九〜  
 業をとおこ〜生生涯の事記也かねて  
 あり其のまは理子記を〜文子曰  
 い雜記の秋子孫家傳の古書と〜便に

雜記序

上



傳はるゝ。懸讀玩味し、ゆるふ一事と  
可く子にされみし、極く子忠入るる前  
て、及ふ不便あり、故に部類とあり、  
先少く補正され、くく書改め  
頭書よりあり、を善く本文より入  
り、よとあり、くく子にされ、追考  
の説ある、故に後改書よりあり、解  
き、このあり、かく情事し、秘録  
は、色なき、よ、く、有益の書と、私より比

し、る、は、あ、お、う、ん、と、り、に、依、る、を、ら、あ、ま、ら、ん、と、も  
し、と、自、ら、丈、丈、生、ま、の、も、澤、と、い、水、草、子、傳  
と、た、い、の、子、な、と、い、ひ、と、い、ひ、の、い、ひ、の、い、ひ、の、い、ひ、  
あ、の、あ、い、と、い、は、伊、勢、貞、友、丈、丈、の、い、ひ、を  
あ、笑、く、る、ま、ね、し、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、  
按、ふ、し、つ、は、り、持、り、し、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、  
は、は、り、と、い、ひ、あ、の、あ、の、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、  
し、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、と、い、ひ、

貞丈雜記

物目錄

卷之一

禮法之部

祝儀之部

卷之二

人品之部

人物之部

人名之部

雜記一

目一

*[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

裝束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷十

雜記一



弓矢之部

卷之十一

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

馬具之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一

諸結之部  
 凶事之部  
 雜事之部  
 書籍之部  
 惣目錄終

貞丈雜記卷之一 上

禮法之部目錄

- 一 天下禮法之事
- 一 禮節之事
- 一 扇を物を戴
- 一 扇の扱古今相遠
- 一 進退
- 一 蹲踞
- 一 左膝立レ故實
- 一 伊勢流之事
- 一 扇之沙汰
- 一 扇を笥子取
- 一 扇の扱古今相遠
- 一 式退
- 一 送足
- 一 古ハ禮を專ト云

雜記一

目四

- 一 足ありの禮あり
- 一 膝行
- 一 武家禮法乃書の事
- 一 目禮
- 一 つめおりの事
- 一 三足の器
- 一 細川流之事
- 一 ぶあつけの事
- 一 手履斗之事
- 一 役より従ふ時禮あり
- 一 わづん川の事
- 一 行列鎧長刀の事
- 一 陪臣猿樂御目見
- 一 平伏
- 一 せめる馬の禮あり
- 一 庭上乃禮
- 一 禮儀指南
- 一 大名の内乃者
- 一 猿樂田樂御目見
- 一 沓乃禮

- 一 三儀一統乃事
- 一 書札禮之事
- 一 習禮
- 一 御成と云事
- 一 拍手事
- 一 腰卷取扱
- 一 祝と云事
- 一 婚禮輿舁出車
- 一 床盃之事
- 一 諸禮と云事
- 一 諸禮家之事
- 一 故實と云事
- 一 物乃喰様之事
- 一 天のさゝり手
- 一 左右膝立居乃事
- 一 婚禮悪魔まひの事
- 一 三ツ目の餅之事
- 一 祝儀進物之事

祝儀之部目録

- 一 四の字を忌む事
- 一 一の字を忌む事
- 一 元服之事
- 一 女乃元服之事
- 一 髪置之事
- 一 男子髪置
- 一 袴着之事 ニヶ条
- 一 鉄醬附る免之事
- 一 結納之事
- 一 椀飯之事 四ヶ条
- 一 公家衆元服之事
- 一 ぬるき之事
- 一 かり元服之事
- 一 帯おを祝
- 一 女乃袴着

貞丈雜記卷之一

伊勢貞友

同

千賀春城

同

門人

岡田光大

禮法之部

一 天下の禮法ハ上古ハ天子ト里定め出さるる天下の人ヲ  
 此禮法を守り一也謙倉將軍頼朝々々武家乃威  
 勢強ク公家武家ト二ツヨク公家ハ公家の禮法  
 を守る武家ハ武家の禮法あり京都將軍義滿之時  
 よび武家の禮法盛ニ傳りり公家の外地下の者こ

とゞく武家の礼法を習ふより先ありたる我先祖伊勢  
守ハ代々京都將軍の政所職シテトコシヨクをうけ給り御所奉行を兼勤  
せし御將軍家敵中の禮儀作法ハ皆伊勢守の司ツカサごもり  
ましうハ將軍家禮法の記録多く傳りしご應仁の乱は多々タタ  
失ウセてたりさ世にもまより後の書にも家子傳へてあるより  
て京都將軍の礼法乃家々世々もまあり伊勢流と人の名  
付しふ事ハありたる也

一 我家は傳へ来る所の礼法は実々京都將軍の武家風あり  
まよりて儀義を名付けていふも足利流アシカノリウといふべき事あり  
とも世上より左様ハいふも伊勢流とも也

一 禮節レイセツと云事美人を礼ししうやまひいやし美人を礼  
あどす同位の人を美人を先だてて我ハ後りしるを礼  
とも也うやまふ美人をうやまふハ魚川イサガハといふ也いやむ  
まじき人をいやむハおどり也後つらひもあくおどりも  
あくは身の位おどりししてさるるまもあく及ぶるものもあく  
よき禮ありを傳へたるあり  
節の字をホドヨシともいふこ  
よき礼ありを傳へたるあり

一 美人の御前へ出る時扇を腰にさしし出るものハ古ハ不禮とせ  
ず扇を懐かふものハ不禮也京都將軍の代中比より扇を  
さして美人の御前へ出るを不禮とあはれしうる様旧記  
に見えしなり配膳ハイゼンあどりの肘ハ落さねれる物あどり扇

處を武家より美人  
のありしうか  
は止む所也  
日本記應永太平  
六年八月丙寅  
御史大夫文室真人  
淨三以年為力兼禮  
部侍殿宮中持扇策  
此武家宮中二扇を  
持するものさし  
ふり及代ハ扇を  
朝服の具とす

扇編編あど宮中よ  
持のりよあけり  
依て今世よとて美  
人の若く由らばハ  
さうてあけり上  
の取次よ叶り

扇八身ノ真中ニ有  
ルヤウニ持テ我身  
ノヒズミヲ直スベ  
キ為ノ足程ナリ又  
君ノ御ヲ忘レヌ為  
ニ書キ付テ我妻聞  
見タリ

ス一キヤヲ書仕  
スルモアリシ也  
笏トテ右ノ書付  
ノ紙ノ押シヤウ公  
家ニ習アリトフ江  
家次ヲト云書ニモ  
見タリ

よあけて退くものもある配膳ハイゼンもさして不苦也はを  
ども世も今ハ法力ぬさうぬさうあまハ世も随ツふ  
一扇又物を載て人々をいふニカハキ蜷川記ニ扇ヲ物を載ていふを  
上の時さすふ表をさすいひゆくあまを美人の方へあ  
中表裏表と走りいひゆく麻の目の方を我持て先を  
まへへ系ひ也とあり裏表と定ハふれども表の方を長  
くもつ能也軍陣の時ハ表ハ日輪ニナリを書く扇ハ日輪を標  
りていふ物をさす也  
一扇をあやくはさすはさすハ公家も礼儀をいふ物に  
さす時ハ左右のあまを物を持てあまのあま人中の返り

お持て禮儀をさす也是禮之武家ハ笏持ざる扇を  
笏の如くも持て礼儀をさす古の礼也年中諸大名ハ以成  
記ニ扇をりげはさすの不得也儀あがり近代ハ以成  
本物もる不及是非也あやくの代の外也さすは公家方  
ハ御對面の時にもつはさすは持ては儀也武家方ハ以成  
限りハ前ハ持るは儀也腰にさすは自由儀  
急イの儀ハ非也然とて以前もつはさすは儀也  
云々曾我物語卷ハ云扇あやくハ以成ハ儀也  
の十節ハ以成ハ儀也父もいふものさすは儀也  
よハ以成ハ儀也

扇を美人の前へ腰を挿ししる事名えしり皆礼儀を

正し謹んで物り付のよし也古の禮也 宇治拾遺物語卷五云鬘りけり  
とありと此六十をりあり

足の内におどろきしすべし日なきらうちの白きうりさぬは福り名のみぬのさぬわい  
あまきこりそははくはとあふゆめ出されしこころは扇を扇ふはてき  
まう扇より又巻十世云刑部福とつふ願官びんじげは白髪よりころがこころのうりさ  
ぬはあね袴きこころがこころのりこころは扇を扇ふはてきこころのうりさ  
ありあり

一扇を美人の前へ腰を挿ししる事名えしり皆礼儀を

美人は物語あしするは扇を扇ふはてきこころのあり 陰曆

美人の扇をさすべし シヤク 酌する人の扇をさすべし

酌 シヤク 兼記は シヤク 酌する人の扇をさすべし

茶の喫書しるは扇をさすべし シヤク 酌する人の扇をさすべし

すみの美礼にあらず 但世上の人今ハ一語ハ扇をぬぎ陸はぬが美人の前へさす  
をれす世の風俗のうりこ一人はさすは重なること  
むきぐこしはては何れも古今の變ありて變を知りしはては  
古兵ありて困られぬゆへに力世上の風よきことあり

一ありおとろし礼儀のよし也れの字を志はけしむこと

けりしは礼法と書之儀の字は志はけしむこと

字ハ元来ある字也儀の作り字也

一あるは シヤク 進退の二字也 シヤク 儀の作り字也

あるは シヤク 進退の二字也 シヤク 儀の作り字也

ハ人の食物を シヤク 儀の作り字也

人は食物を シヤク 儀の作り字也

を シヤク 儀の作り字也

茶は書云人の名  
神のひさしあり  
きいりて振替  
也之はははす

一人は對して多ぐひはれをすむ故旧記は多味とあり又式  
部とあり蜻川記は式退とあり多味も式部も文字日  
詠一式退とあり文字日詠も式部也式ハ法也退ハありだ  
ら也れ法を印一辭退一人を先とて我ハありは退  
ら心あり式退と云也式退と云のを今ハあぢあひと云  
宗五一冊被書云礼俗の事あぢい之度也ハ吾子細をれ  
と云ハ之りて振替也又人唐記ニ云飾りはれありする事  
物あり方ハ似たる也云云物と川とハ物と云ハ  
子今多むけら〜と云詞は同

一踏居ソシキヨと云美人の御前を通ると云はる〜はくはる

此とて通るゆを云踏居と書つるゆはすむる事  
也今ハ中礼又通る礼あぢと云人あり

一今時貴人の御前へ集む時送馬と云はるゆはすむ人  
あり此馬はゆひハ大刀目録又孟ハ外何ゆも持て集む  
時以前は送馬居際も〜常然如く歩きたり居馬をよけ  
送馬を越さるゆは〜裁たは馬を引〜あぢ〜  
相送居を越さる也是故送馬と名付たは舊古も人  
古ハあぢのやゆ也其のやゆり事之右の送馬の味人  
の方を馬をよけて踏る様を見え〜はあぢあり〜  
〜のやゆ〜人のまを〜古法ハ送馬居際



各々使書使あてか  
 白筆の茶云先  
 人してて村お  
 らの中流一お  
 づのさをして畏  
 づら

中々川くさひ上座をうらふ跡中一物を指す糸  
 る也流くさむておのあふあふ一いさの云也

一古ハ美人の御参は初儀もまの左のむぎを立右のひしを  
 あせを座一も也宗五一冊後書は三人お伴の事美人  
 の参あふひのむぎを左の方をまふあふ一まづりい物の時ハ  
 立出あ候一くさむ一ま左のひしをまふあふ一むぎを立右の  
 人の参あふひのむぎも也酌をうる時ハ右のひしをまふ也  
 条一圖書酌系祀等あり今の世もいへく一むぎを立右の  
 其れの極みむぎ也古く一むぎをまふをれとす

一古ハ豊よめ一も人ハ行あひ又ハ人の大退物坐懸座

少多大的小的あも時一も場而進き進成返る時又ハ野山  
 あり暮あもお掛與せ一もあつりを返る時又ハ神社佛堂  
 の参を返る時又三職あふの山門参を返る時又ハ川がり登  
 指あふ人の参る所を返る時又登をまふ一人橋川くさ  
 一も行あひ一も時何をも向の人ハ我知ぬ人ありとも必下  
 馬一も通る也下馬をまふ向の人より使をまふ一もめ  
 れい一も礼をまふ一も也人のせめるもあも下る一も通  
 る法也せむもまふハ礼儀あ一も一も古法めするせむ  
 人ハ人ハ礼儀ハせむ一もお打一ももせれまあす是おの礼  
 儀今ハ後知人あ一古れをまふ一も也

藤行三度幸玉海云  
 二年二月廿五  
 一 藤行 左次右次左  
 合三脉但最末未引  
 奇右脉奇左脉也

一 雜記ツクキはあしあうのハ礼儀あり一人の皮はカウリ一ハも  
 通る時ありあうハぬくも也ナニガあり是をハ考ふるも  
 皮はあしあうカウリ一人の皮を返るハカウリ一ハも  
 ぬきて返るハカウリ一人の皮を返るハカウリ一ハも  
 一 只ハ礼儀ありあう同来礼ありカウリ一ハも  
 一人ハ礼儀ありあう同来礼ありカウリ一ハも  
 一人ハ礼儀ありあう同来礼ありカウリ一ハも

一 藤行シツコウと云ふはあしあうのハ礼儀あり一人の皮はカウリ一ハも  
 の前ハ進シツコウ出るも退るもハ前進シツコウするも進シツコウ  
 退るも退るもハ前退シツコウするも退シツコウ

つくまのハ手紙つくるは進シツコウむ也退く時シツコウ同  
シツコウ

一 古ハ式正の行列ハシツコウ長刀の類持シツコウるもハ前シツコウ旅シツコウ行シツコウ

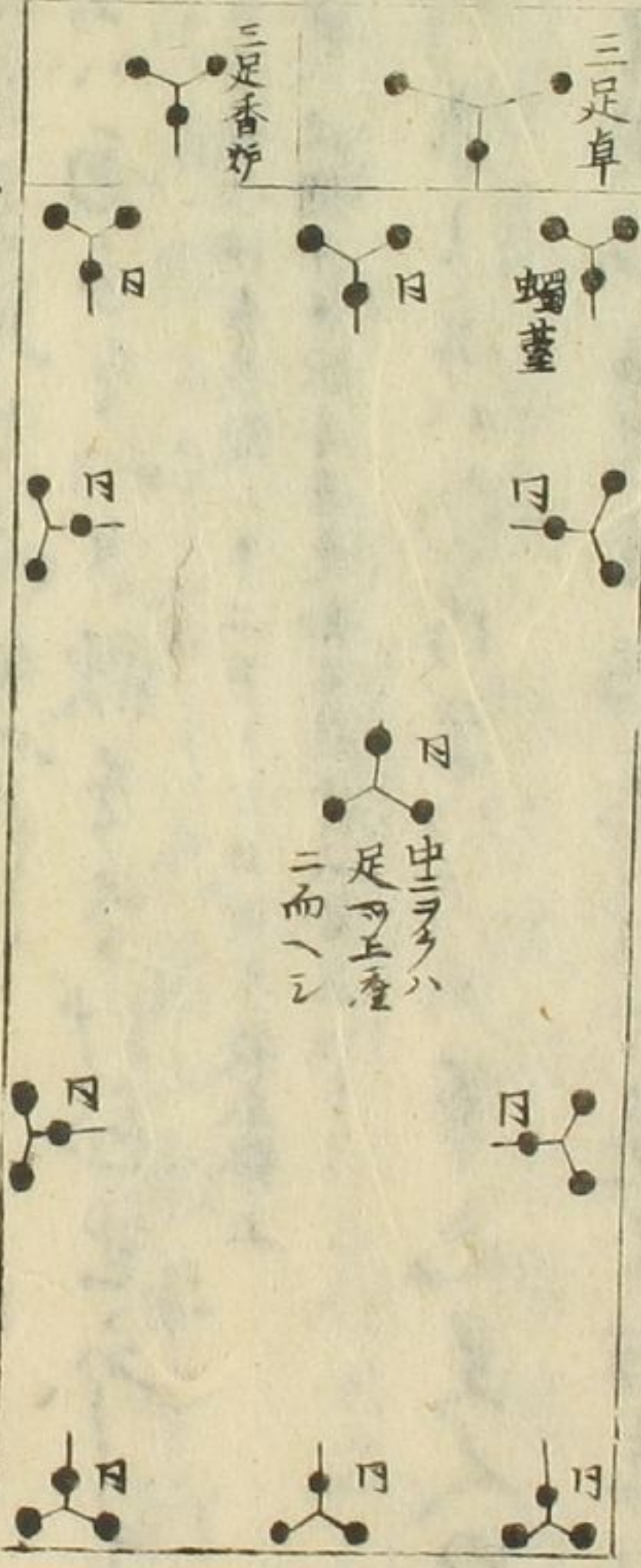
公方極ハ長刀も持  
 せらる也私ハ持  
 せらる也

の時ハ持シツコウ也信長秀吉の時代より常シツコウ持シツコウるもハ前シツコウ旅シツコウ行シツコウ  
 一 義満公定シツコウのハ武家禮法の書ハシツコウ一ハも



也人のむせむるあつりきるよき通る村ハ下るしと  
 通る也せむる人ハ下るせずしとせむるあはさるを  
 うりふ也奉公覺悟記に外旧記より古礼  
 あり今村ハうりふあつりしと通る礼法あり  
 一之足の数ハ是一人の方ハむらも也此儀ハ傳違へる人  
 中あるは左ノ儀を記す是より料簡をへり

床ノ上床ノ前ニ  
 五クハ足ニ下座  
 向レハ足ニ向  
 入ノ方向フ至  
 ノ左右並クハ足  
 一居方ノ中ニ向  
 レハ客人ニ向フ  
 下座ニヲクハ上  
 座ハ足ニ向レ  
 ハ客人ニ向フ



小蓋敷ハ手馬ノ  
 儀室町將軍ノ所  
 師範也子ノ奉  
 ハ小蓋敷ヲ奉  
 ス座敷ノ進退酌  
 ハイセシテ服袴  
 礼ノ法式ハ彼家  
 ノ私ノ家風也持  
 單ノ家法ヲ傳へ  
 タルニハアラズ  
 細川橋守ノ儀  
 毛袴ノ家風ナ

右ノ座敷補小蓋敷も易也三足香爐燵火ノ儀一之足は  
 盆蓋あり人の前ニ並らば是一人の前ニむけあへり  
 一庭上ノ礼又ハ庭ノ礼ニ奉旧記にあり是ハ客人を奉り  
 庭より送り出さる也いしハ言聞しつり所あり客  
 人並ニ對面而の庭へ入る庭敷へ上りて此ノ如ク庭ノ礼也  
 也客人をハ縁をわたりて庭より送る也  
 一我家の故実ニ細川流と云儀あり細川殿の私ノ家風  
 ありし一系郡將軍の殿中ノ故実と云遠く奉り下  
 条ノ園書ニ云方極より禁裏極ノ御を上ノ目録ハ大高  
 だん一一枚まゝの管領の御母より方極ノ系ハ折紙大

だん一一枚まゝの管領の御母より方極ノ系ハ折紙大

またん一一枚をいふ又細川及よりを上の自録同前彼  
以一人は階りぬ長い又云御具只あく一してわきりて如中書  
細川及御代一人一持来い三ぬ長うりぬ古も

一人は礼儀作法を指南す者我うも持を清くみ礼儀を  
印くす一我うも不禮不義一一人乃指南ハ叶へ  
ふは是伊勢を代く御代法あり

一賤き身一貴人をおそれぬやまざる人を海つひ  
あきく人もぬ者あり御代ありをせられ義まぶひの  
あき川は若く美人をぶつのももやあををれする  
也我慈得の為よやまざる美人をくやまぶを海つひ

いふ也武士のあき事あり美人をくや海つひ  
いふあすれ也

一大名の内乃者 公方御代居をくや事あり御人  
をくやまぶハあす 公方の御威勢を恐まうやまひ  
る前也然も大禄をある大名の内乃者が小禄を  
公方御代居をくあぶりやまをぶるハ公儀を恐  
まぶるといふ者也御代御代 公方の御物イモツをく人恐  
れて會エシヤク親シヤクも也まうや 公方の御人をく無れも  
海く事也又御代居く者ハあきくハ小禄ありま  
大名御内の者あきまひかむくすまひうあ

京都ニテハ口祝  
江戸ニテハ手ノ  
事也

ハ公方の御威勢をおろす道理もある也能くもたす  
一 彼も侍也我も侍も必すこれとす  
一 今時多くは月とある時御も能くもたす方々の蛇を  
走らるる結ぶるの蛇を二ツ計して前へ出せば結  
ぶるの蛇を多く引くも引くも今の世のあ  
り也古も能く引くも引くも舊記もも者  
も也近代の凡俗也

一 古京都將軍へ諸大名が家臣并猿樂田樂等御目見の  
時ハ御對面所の庭まかこはりて御目見也此車東  
山及年中行事ト次記録殿中ト次記等と云々



一 彼もあつてふ時ハ礼ありてはあり多しハ酌を動かし  
祓子<sup>テ</sup>を掃<sup>ル</sup>陪膳<sup>を</sup>を動かし膳を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>  
がゆえ也此時美人の前を過り又も美人は行あひ  
りとも礼をすも及ぶる也此膳を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>  
あつてありては時ハ踏居<sup>の</sup>の礼をすも過るあり

昔ノ侍共其ノ節ニ  
見カリ

一 昔の礼ハ幸古の人ハもあつては必す膳を掃<sup>ル</sup>を掃<sup>ル</sup>  
も也馬止膳といふ膳也美人あつては行あひて下す  
らする人ハ對しては礼候下す時ハさうも膳を掃<sup>ル</sup>  
也此の古記も云々又も忠臣書も云々

礼と云ハ田樂様ホシセいの者あどしる上申あ初こ  
る所ハるよりおもひあふ左の書ハぬきて礼をす  
事ありきをうくら川乃礼と云也他々ハ故実ありき  
もの法ハあすおもひぬあふ左右をぬくききり

てりりおのりあふバトミニテ  
常ハ儀ホ田ホ下るセぬラあハシ

一鹿苑院義満將軍御代小笠原兵庫助長秀今川左  
京大夫長頼伊勢武藏守滿忠或ハ忠以二人子孫傳付天下  
の礼法の書ハありみ定てそレ書ヲ當家ヲ法集ニ儀一  
統大双紙ト号申由世の人書イハシりしあやしレ儀一統  
ト云書ヨレ事久えりり然れハ偽也右の長頼滿忠

又憲忠  
ト云

長秀一人の私ノ書ハありき書ハ後の人序文を作り  
加へて之家のもの様作りあり一儀一統ト云名を付替へ  
る也亦名ハ當家ヲ法集也此書ハ一統將軍の作を  
承て書く物ト云えりかノ義満ノ時定れ一礼  
法の書ハ應仁の大乱ニ紛失せる由道照墨系ト云く  
又南朝記傳ト云書ハ義持將軍の以代應永之年小笠  
原長秀今川範忠伊勢貞行ノ作セテ武家の礼式を  
定とあり然れモ今川伊勢の家傳ハレテ事久ク  
小笠原の家傳ハレ二人の名も時代も又お遠くあり





禮節もさう也今の世は風俗もぬりうさありた書を改む  
べきはあらずうねの礼は公儀より改めざるは改めぬ  
也礼は是れをいふべし又書れり礼のみを限らず  
今礼は法にさう

一今世は江戸あり諸君とてふき多う小笠原流と名の  
多う人々指南す也之を礼は小笠原右近将史貞慶の家  
長小池甚く忠貞感とて著あり右近将史より傳授を  
て彼流儀を習ひ傳へて才子數多あり之を才子の中は  
友三多を久也とて著あり久也は才子は水嶋傳左衛門元  
也といふ者あり後ト也といふ号ス之比

學文レテ和漢ノ古  
書ヲ見タル人ハ偽  
リ事ヲ信用スル事  
多ク水嶋流トドテ  
信用スル人ハ皆  
無學ニ育トルカ故  
ナリ

常憲院極の若君 徳松極御設置の御祝ありしは御白  
髪を堀田對馬守正英献上せし事也 仰めは書を對子  
さうの水嶋は余より御白髪を調へて献上せし事  
たり此事よりして世上は名高し成て才子もあはれ  
しうり也水嶋は云々小笠原家にも著し事をおし  
あはれし出して指南ありしをわを文傳へて水嶋が才子  
乃又才子とて世に思ひしを著し能作り事をあはれ  
て世をさやあらずよりして今小笠原流と名高し著  
者皆一様あらず皆古実を失ひしもの多し之書  
流ありしをさうは極し傳へし事也記しし體

之く之笑ふ一も事多し小笠原家よりいささか  
 ありし今世より多かり多きを諸大名あはれも水  
 崎信を用ひるのみあり多き物なりし人か物なり  
 初とする事也とあり抑も事あらずや然れり極の事  
 を之を人の爲にありしにあり成る所根云ぐこ  
 一あり人水崎の借書を所持するをある借る一  
 小笠原の末の奥書あり如左  
 右何れの書古事新事文合初學為門牙綴之而  
 深令秘早後學可改予耶者也穴賢  
 年号月日  
 永徳ト也元成

新編親基日記正  
 六年八月十一日石  
 清水八幡宮放生會  
 上御所習礼於所  
 有之

右、如く見えり古事新事文合とあるをいふ  
 也が名は流る事ありし之をいふ  
 一習禮ト云ハ志川け方如習ふ事也古今著聞集建長三年橋南哀ト  
シウライ  
云人ノ 卷三公事此部ニ云後多羽院の事大内出幸  
作也  
アラムマノセナマ ありて白馬節會乃習礼ありし將軍御元服記  
 云御習禮以下每事撰政家二條殿被指南申  
 一故實といふ事言語之部ニ記ス  
 一天子の御出を行幸と云院の御出を御幸と云院トハ天子ノ  
キヤウカウ  
ゴカウ  
以隆居ナリ  
 行幸も御幸もすべしみゆきと云將軍此御出を御成  
 云御成と書くは室町殿の比りの事礼謙金御軍

の比ハ御行ト書多ク東鑑卷十一建久二年辛戌八月六日壬午御稜徒之後有

御行始之儀云御行を以ありともむ也御行ノ二字テ

御ありき也ありききの字を畧してありとも也御

ノ字をおんとする云云音のう川りおてありをあり

とも也以ありとも詞付て御成ト字を書きとも也

御行ト書事ハ也謙念年中行事ハも以行始ト書

謙念年中行事ハ室町殿時代ト書

一物の吟擧あつゆの事古事談徳大寺大饗宇治左府令

向給之時如法令食給ト事畢之後別足之食様見習

ハントテ人々群寄見ケレハ継目ヨリハ上ヲスコシツケテ切タ

リケルヲカバセリタル方ヲ一口令食給タリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應モラル、  
事ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人来リタマフ也其日鷹飼トモアマタ鷹  
ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラスル由ヲス  
ル也鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ腹ノ  
ト也繼目トハ鳥ノ足ノ骨ノツガヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ肉  
ヲ又レ付テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカ、マリタル方ト云三ツカ

宇治左大臣殿乃雉の焼鳥此吟ひやうを乞習しんとす  
大勢の人々むづぐろれゝめをろあり古代ハ禮式  
故実を大事ト云ふびり事を思ひやり考べり是ハ公家  
乃及実也武家少名物の食擧あつゆの仕付方あるもたの

拍手事テア 拍手ヲカレハデト云層セリ拍手  
神代ヨリ傳り日本上古の

神代ヨリ傳り日本上古の  
十六

禮也人子違時先ツ手を打を礼と云く之後代、拍子  
礼と云く是行の礼也然今も神前に向てハ手を打  
て拍をする也是<sup>モト</sup>我国の古礼也都神前もハ手  
を拍川也拍子の神佛  
の祀、祀ス見合

一天乃さうさう川と云く日本記并伊勢物語等云く  
さう天と云く神の事ハ皆天をさうと云くさうさうの事  
代の礼ありハ天のさうさうと云くさうさうの退手也退く  
をさうさうと云く人の前へ進て退く時又手を拍川是進  
見るの礼也退く時又手を拍て退く是退出の礼也  
アテノサカテノアテヲ海人ノ事ト云後アリサカテトハ海波ヲカキワクル事ト云  
云色ノサテノ邪説あり之用ハカラス逆ト云漢王不爾是逆手トテウレ口弁也

ウチテ人ヲ呪咀する事ト云ハ伊勢物語の事ニ合フヤウニ作り  
タル説ナリ是ヒガコトナリ用ハカラス

一女中衆配膳酌等此時腰巻取扱之事伊勢下總守  
貞久が記也

云女房衆御酒之事腰巻を巻くは此時取扱の事

盃の巻と腰巻を巻くは此時取扱の事

さう物ありは此時取扱の事

酒系ハ此の時取扱の事

女中衆配膳酌等ハ皆立寄り

物ありハ女腰巻此時の取扱あり

右此の事ハ此の時取扱の事

子も何り口傳云腰巻結ある背巾縫目ヨリ大躰一尺ホト同ヲ巻内カトニ付ナリ此内付ナリの紙付ナリを  
こもせぬ振へ糸ありて付糸帯の間にある方たよ  
を伝へる也

一左右膝立居之事大和守積奥傳京極宮諸大夫 滋野井殿同説起居ノ時

右ノ膝ヨリ立ハ懐中ノ扇帖紙タウカミヲ不落タメ也左膝ヨ

リ突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ

膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスレ其證九條殿年中行更

ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内并細記云次

向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云

凡拜時先突左膝是為令懐中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方歛

祝儀之部

置鳥置鯉ノ事末ニ  
アリ

一 祝<sup>イハヒ</sup>と云ハ神を祭<sup>マツル</sup>る事也元服婚禮<sup>イハヒ</sup>以外の祝<sup>イハヒ</sup>あり  
 公方極大名御成の時<sup>ニ</sup>二重折<sup>ニ</sup>玉鯉<sup>ニ</sup>玉鳥<sup>ニ</sup>籠子<sup>ニ</sup>あり  
 祝儀<sup>イハヒ</sup>と云ハ神<sup>カミ</sup>への奉<sup>ウケ</sup>り物也然<sup>シカド</sup>れども今<sup>イマ</sup>ハ只  
 度<sup>タク</sup>出<sup>デ</sup>のかざり物<sup>モノ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>ス</sup>なる<sup>ル</sup>也<sup>ナリ</sup>也<sup>ナリ</sup>元服<sup>イハヒ</sup>御  
 成<sup>イハヒ</sup>あり<sup>ハ</sup>軍神<sup>イクサノカミ</sup>を祭<sup>マツル</sup>り<sup>ハ</sup>婚<sup>イハヒ</sup>禮<sup>レ</sup>あり<sup>ハ</sup>伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>諾<sup>ノ</sup>尊<sup>ノミコト</sup>伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>尊<sup>ノミコト</sup>伊<sup>イ</sup>弉<sup>サ</sup>尊<sup>ノミコト</sup>  
 を祭<sup>マツル</sup>り<sup>ハ</sup>と<sup>ス</sup>也<sup>ナリ</sup>一<sup>ヒト</sup>ハ水神<sup>ミヅノカミ</sup>を祭<sup>マツル</sup>り<sup>ハ</sup>外<sup>ソト</sup>常<sup>トコ</sup>に信<sup>シ</sup>ず<sup>ル</sup>神  
 孫<sup>ミコ</sup>繁<sup>シブキ</sup>昌<sup>シカ</sup>祈<sup>イハヒ</sup>る事<sup>コト</sup>を祝<sup>イハヒ</sup>と<sup>ス</sup>也<sup>ナリ</sup>神國<sup>カミノクニ</sup>の風<sup>フエ</sup>也<sup>ナリ</sup>  
 一 婚禮<sup>イハヒレ</sup>乃<sup>ハ</sup>行列<sup>イハヒレ</sup>の中<sup>ナカ</sup>に惡<sup>アク</sup>魔<sup>マ</sup>を<sup>マカ</sup>ひ<sup>ヒ</sup>と<sup>ス</sup>ま<sup>ス</sup>け<sup>ル</sup>事<sup>コト</sup>あり

一 げある女の顔カホをまじきまじき〜〜色カホを〜  
て古傳コデンも事今世上イノチノヨも事也定て古例コレイも由ユ事也  
海ウミ事あべ〜我家ウチノイヘも傳ツト〜京都將軍時代キョウトシマウラノイの成実  
又ハ一向イツウあり事也依ヨて不フ用ヨウ〜

一 婚禮ケウニの時トキも先君サキノキミの輿コをりき出デきようしをヲ前マエ〜  
死シ人ニ乃輿コをり〜物モノも事今世上イノチノヨも事也定て古例コレイも由ユ事也  
禮レイ又ハ悔カる事コトを思オモひ死シ人ニの悔カらぬ物モノ也ナリそれノあ  
やうニ悔カらぬ為ナリ也ナリ如ナド也ナリ〜  
婚コンれハ人ニ乃大禮オホレイ也〜子孫シソン繁昌ハンショウの為ナリ也ナリ死シ人ニ乃  
事コト福フクをすルハ事コト也ナリ死シ人ニの事コト也ナリ〜

バとて初ハツメのころトキもよめ君キミハ必返カナラシメさる也ナリ〜  
と先君サキノキミ乃公キミ也ナリある事コト也ナリ死シ人ニの事コト也ナリ〜  
乃前マエもむら返カエ〜のあはれアハレもあうとめ〜の孝行コウコウの  
事コト也ナリ〜教シへて公キミを正ただ直ただ桑ニカ和ワは持ツ極ツクせ世ヨを悔カる  
事コトハあつと〜むら返カエをあいが〜ら〜嫉妬シツト各オノ氣キつ  
よ〜舅姑シヤウシヤウ不孝フコウあつと必返カナラシメさる〜又死シ人ニハ子コをりま  
ぬ物モノ也ナリ婚禮ケウニハ子コをりむ為ナリ也ナリ死シ人ニハあやう〜  
子コをりむら返カエもあつと〜す延寶エンホウ年中ナカ有川アリカハ衛家エイケ〜  
者モノ流リウも名迹ナトクの時トキめ〜を〜  
うきやい由ユい〜〜岡オカ々々世ヨハ貞衡セインの卷マキ又マタ〜よめ子コ

死者よいつておしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
扱場は身おしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
ぬしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの

嫁れの日めの餅  
のうほ氏物産あふ  
ひお巻まみうおよ  
のちあひあひ  
又三ツが二ツトアリ  
四ツトアリ

一今世上は嫁れの日めの餅を川うせよ  
百八十七又九めりこむおむしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
作りのてをせよこの餅をいへ使は持せやりて途中よ  
て出あひあひは餅を交は後しやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
まうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
事いあしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
の敷定りてまうきふまうきつて出申すのい出ぬの

忌テ三ツが二ツト也  
古三ツカハラケ四  
杯ニモリタルナリ  
三ツト二ツト合テ四ツ  
也依テ三ツカト云  
也

いざあまのこころいしあみおしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
神夫婦の道を指ぬのいしあみおしやちうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
まうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
也合て四杯也此日餅を折り入てまうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
まうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
て神へ傳ふのい貞衡の口傳あり

一今時婚禮の座席至と名付て夫婦神座と入て蓋を  
取り酒のむは法式あり極ま云然きまも古いあり  
事あり世のまやり事也神座より打とけてまうきふまうきつて出申すのい出ぬの  
のむは法式ありぬあま酒あり春のまうきふまうきつて出申すのい出ぬの

婚礼ノ時夫婦蓋ト  
リカハシ男ヨリ始  
ルハ酒蓋ノ部ニ  
記ス



後き者あざい左様の不行儀あやうきをさるゝものも人  
あざいせぬ事也

一人の祝儀の付人の氣ようゆる事をつまらず氣ようゆる  
物を食物とせず美事ゆを付ゆゆ礼也婚れぬ様  
毛の馬よふあへりす様皮のうけが付へりすと旧記を  
あざいきるゝものを思ひぬ也うゝあざいの轡よふあざい  
うゝずとあざい産あざいゝものを思ひぬ也元服よま  
りあの夫を物よせぬ男の礼よ切ゆゆとゆゆを思也  
小豆アヅキを用ゆゆとゆもあざい黄キ赤ベニの腹切ハラキの物あざい  
いむ也とゆゆとゆと赤ベニ衣服キと元黄キ赤ベニの字付

る食物をいむ事ハ火をおそゆ也家作材木カシノ檜ヒノキの  
木を用ひ食物をも火を煮ゆ礼よあざいハひの字付く  
る食物をいむ事おろしきゆの極あざいも古ゆりのあら  
りゆゆいむ事をいむハ禮あり

一日の膳をいふのぜんと云曰あなめをばよあなといひまて物  
乃敷をいふは甲カゆゆ初をいむハ死シゆゆゆゆをさるゝ  
也也死シゆゆ初をいふは馬ウマまが料理シウリを用ゆ美の死シ骸ガイ  
多タ死シ骸ガイあざいを用ゆしきゆゆあざいもあざいを  
用ゆ初ハジメゆ美鳥の死シ骸ガイを用ゆと曰の字を思ひま  
おろしきゆあざいも古ゆりゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

事をバシむをねとす也やうおひは程属をいひ  
古法を控スツひ却カハク物あらず也

一婚禮の結納ユイ乃ニつむいせとすの御儀也其の儀  
女を妻より交度といひめをまひ入る候いひねい

トゆト五音通すかゆいひせともそのありては御付

結納とも書也然もに今ハ結納をいひあつとせむ

云ハあやまり也ゆいあつと云初古きあきと人

一いむいせを古く名のとも云ひ一也是ハ男シウトと名の書

とたのゝ聲とてこのゝ夫とたのむの袷物あつたのみ

とる名のゝハ聲より男ハ袷物を送り男よまも聲入

袷物を送りあ方よりカガヒとる名のむ御儀

古法也今ハ聲より男ハ送りとる男より聲ハ送り

物あり今世有法のめく又御儀

一ツ椀飯と書とらうだんともいふ也又椀飯とも書也是

ハ正月將軍家ハ大名出仕ハ御祝の御膳部を献じ

る事也東山及年中行事ハ献椀飯とあり下ハ子

とせちふるまひとも同ハ也椀飯ハ鎌倉時代ハ浦

あどは役を勤ルる由京都將軍家ハ等持院殿ハ尊尊の代

より行を勤ルる由鹿苑院殿ハ乃ハ以時より規式ハ於ハ定

むるもとて毎年正月元日ハ管領二日ハ土岐三日ハ佐々

椀モ同字也旧  
記ハ多ク椀ノ字  
用ケリ  
又ハ字ヲ用タル  
モアリトハヤマ  
リハ椀ハクハシ  
音也別ノ字也

木 佐々木京極 佐々木六角 陽年七月八赤松十五日ハ山名出侍して

役を勤むは御祝儀ハ寢殿あつ 条々 奉るす式

三献奉りてその日の御盃其日挽飯を献せしる人

頂戴せしる御盃頂戴の御礼として式の進物を献せ

らる 式のを物と式の引 土物也を物と引 御酌ハ殿上人勤する御手長テナカ

役人裏打の虫垂ヒタシを忌めて勤むは時以度安の事のお

掬ハまじり補也應仁の大乱以後ハ挽飯の以祝儀する

ゆへに祝式お初りする人少りとて右東山殿年中行

事道照愚草年中恒例記年中諸大名以成記貞陸

自筆記宗五条ノ関書豊記抄等の趣を以合て記

ハ

一 挽飯ワマシの飯の字ハ盤バンの字より挽飯ト書ハ誤あるはれし也

昔より用ひ来たり事あるは改めし又挽飯ハ正月

のみに限る事あるは今の世に祝儀料理をふる

まふと云事を古ハ挽飯を設るテウケル也 古書ニ挽飯ト書 たりアリ挽ハ非

也挽ノ字 用ヘシ

一 挽飯の事庭訓往来以外古書挽字を用タルハ誤也

挽ノ字ハ玉篇ニ鳥管切トアリ音ワシ也挽ノ字ハ玉篇

ニ後官切トアリ音クハン也挽ト挽同字ニアラス挽ハ挽

ト同用ノ字也古書ニ挽ヲ不用して挽を假り用する







懐胎産屋祝式之  
才曰あふなきのみ  
下賀多脚は味西の

あまの緑髪翠鬘リョクハフスイヒンありし作も髪アヲヒカリの青光海アヲヒカリをうらみし  
をわむる烟也山橋ハ雪雲ユキクモもあられすめし物  
也青の石ハまきし石也イソノイシは物もてその上まき  
を髪の色もあやうも高もも用也川ハ橋も水ハ  
流ハうきりあきき加髪カミの長くあまの祝イハヒふ也  
ちのちもいし海ウミも唱ナゲも髪カミ千尋センヒロも百尋ヒャクヒロもあ  
まうしつもあまあり髪カミまきしあまのま女の神人物  
の祀イハヒも祀イハヒ名合ナヒへキ基盤の上ハ三ノツハ髪  
一ぬうまきと云祝イハヒハ小児コドモあつアツの年トシまきしうらみし髪カミの  
先サキもあまもいし祝イハヒ也髪カミをいし役人ヤクジンハ髪カミの射イハヒ也

右をまきし右の  
み持ミヂのいしごん  
の上ニあつアツせし  
ついでしついでし  
うらみしついでし  
のまきしついでし  
るを左のあアも  
もいしついでし

がをまきし一人のまきし事コトハ打ウチしつりツリ糸イトも髪カミ具グを道ミチ  
の入イレ持ミヂ糸イト吉方キハタへ向ムカせしついでしついでしついでしついでし  
まきしついでしついでし紙カミは色イロも打ウチ札シラ糸イト納ネめて退ヒきぬ御ミ湯ユ  
祝イハヒありしついでしついでし髪カミハ川カハへ流ナれ也ヤまきし髪カミのまきし  
事コト祝イハヒありし男女オノメ同ドウ一

樂川新有門府  
歌元ハ殿中テンチュウ日ヒ  
紀元正キゲン六年十一  
月十日ノ条ニ相  
君ミコ一兩日中可  
有ア髪カミ並ナ市シ祝イハヒ  
石東山殿ノ代イシトウサン  
也ヤ  
髪カミ置カミノ一ヒトラ生ナ髪カミ  
比ヒ云東鑑ニ見エ  
タリタリ。セイハツ  
トヨム也

一髪カミ並ナ祝イハヒハ若ワカ糸イトもあまを作りしついでしついでしついでし  
松山マツヤマも花ハナの作り枝エダをわの方紙ホウシは色イロもあまの上上ウヘ並ナ  
打ウチ札シラ糸イトは少人オコト具グを入イレれ持ミヂ出デす小児コドモを吉方キハタへ向ムカせ  
あまをうらみしついでしついでし髪カミをいし左ヒダリの少人オコトもあま  
少人オコトもあまもいし髪カミをいし橋ハシ納ネめ退ヒきぬ祝イハヒあり

文明十二年十二月廿一日今日三歳也  
生有髪置祝着成禮

男子十一歳  
白唐織物御致  
石たゝゝ龜の甲  
密大口をぬす  
三歳より後主の祝  
侍上下をさうまひ

小児之のこゝろ祝也

一 かり元服之事うらぐんあゝゝゝ男子十一歳より刀をさし始むるを祝言三 刀とハあゝゝ刀あり

一 男子髪置事永享八年十一月廿五日義勝公御發金次方之内御くゝ盡乃以粉御而穂川け美きゝゝ浮

織物の二ツ由服を召す其後御前張の御大口細長地白唐織物御致 百々由を真菜祝ハハヒテテ 盡の供御は御向乃其後御在

密大口をぬす御地白きゆ 御所稱以腰結事とゝゝ若君御前 三歳より後主の祝を方ちやうらんをさうまひ下ゝゝ侍上下をさうまひ又扇衣袴をぬす男ハ此時袴をぬ

祝言三 三歳に髪置の事さうまひ白ちやうらんをさうまひ

歳のも皮とち核有りは次ハ白きぬす赤きも皮ひも付はは次ハらもをしそろゝあやうゝあゝゝ松竹龜

龜を給よりさうまひあうまひつゆのも付は女房致 以帯乃文を以て考書とる奉の時髪置と袴置と袴置と

あり貞久記云袴置より多分五の時さうまひさうまひはうぬうゝさぬらもん松竹龜龜を付りハ又家紋をも付はとゝゝ

一 帯あけの祝を今ハ帯さうまひの祝と云すハ小児さうまひ方又向をせり付は帯あき小袖をぬすとせ帯置と

御前の付直御ちやうらんすあふの時ハさうまひ汁をさうまひ之廣くさすハ松竹の興を吉るハ向はせり相袴斗ハさうまひハ廣くさすハ入也

御前守貞相傳條々云帯あけハ祝何事ハ式ニ載るらん又帯あけハ歳より上下ハ並ハ男子ありハゆと



ろめりおあーま  
帯の袖のこりの付  
くる帯を用祝言  
以

帯の袖のこりの付くる帯を用祝言以  
大草取打他書  
帯の祝トアリ

より返きの時  
しんりあふす  
四ハ元服の時  
多り初  
貞丈記よりあさ  
子も入五の時  
うぬさせす  
後うさぬは  
竹鹿抱を  
リ又三衣の  
水左記保二年八  
月十六日今日東宮  
御着時三歳  
王蒙永久二年十一  
月五日此日皇太子  
御着時二歳

一 ちう海若ハ小児セのこー也 小きさあふを廣  
さくす 持素ー小児を吉方又向をせりてちう海若  
をさくすめささる也 ぱり多汁多さすハ 相さあき人  
あふ上をハ界さる也 是をああのみさあめ也 大名  
あふの子息さく入長絹あふをもめさす ちう也  
時も下さうり也 是ハ男子汁也  
一 男子袴忌の事ハ歳奉式也 ちうー ちう人のこ

ち依て五歳七歳あもせーのち知へー

一 女のもち海若ハ平人あー大名あふの以長女ハ  
あり紅のはうぬを始てめさす也 紅の袴ハ紅乃長  
袴也 内裏上臈あふのめす袴也 地ハ精好あり是も  
小児を吉方又向をせりてめさす也 袴ハ廣あさ  
さくす出也 是も小児セのこー也  
女のもち海若の  
装束の部ハ  
二 女子袴忌ちうー

一 女ハ九のこーありちう事を付さる是も祝辞あまのあ  
おさあまき女房ういあやろーて吉方又向をせりて  
袂漿付さめさせりてー 男ハ元服以後ち福を信

也男のハ祝もあゝ家々の佳例を祝ふものも有

男のうも付もあゝ  
人物乃部もあゝ

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

